



福岡医発第998号(地)
平成23年 7月15日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 松田 峻一 良
(公印省略)

労災指定医療機関への「労災診療費審査業務の国への集約化について」
の周知について

福岡労働局が行っている労災診療費の審査点検につきましては、平成3年からその事務の一部が外部へ委託されておりますが、一層の効率化を図るため、平成23年10月より、外部委託が廃止され、事務が福岡労働局へ集約化される旨、福岡労働局より下記の通り通知が参りましたのでご連絡申し上げます。

つきましては、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

記

労災指定医療機関の皆様へ

本年10月1日以降、労災診療費審査業務は福岡労働局へ集約化（移行）されます。
同日以降の労災診療費の請求書等の提出、これに関する照会及び相談は下記のとおりとなります。

1 労災診療費請求書の提出先等（医師会等経由で提出される場合は変更ありません。）

- (1) 名 称 福岡労働局 労働基準部 労災補償課 分室
- (2) 所在地 〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2丁目6-26
安川産業ビル

(3) 電 話 確定次第ご案内します。

(4) F A X 確定次第ご案内します。

※ 1 アフターケア委託費請求書と労働者災害補償保険二次健康診断等費用請求書の提出先は、従来と同じく、福岡労働局 労働基準部 労災補償課（〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2丁目11-1福岡合同庁舎新館4階）です。

※ 2 労災保険情報センター（以下「RIC」という。）契約の指定医療機関、RIC
非契約の指定医療機関ともに提出先が同じになります。

2 労災診療費請求書の提出期日（医師会等へ提出される場合は、若干異なります。）
月末締めにて翌月の10日（土、日、祝日の場合は翌開庁日となります。）午前中必着
です。提出期限を厳守下さるようお願いいたします。

3 お問い合わせ先 福岡労働局労働基準部 労災補償課医療係
TEL 092-411-4799

事 務 連 絡
平成23年 7 月13日

福岡県医師会長 殿

福岡労働局労働基準部
労 災 補 償 課 長

労災指定医療機関への「労災診療費審査業務の国への集約化について」
の周知依頼について

労働行政の運営につきましては、平素から深いご理解とご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、福岡労働局が行う労災診療費の審査点検につきましては、平成3年からその事務の一部を外部へ委託してまいりましたが、一層の効率化を図るため、平成23年10月より、外部委託を廃止し、事務を福岡労働局へ集約化いたします。

つきましては、同月以降、労災診療費の請求書等の提出、これに関する照会及び相談は、当局に窓口が一本化されますので、別添文書の貴会員への周知の協力方よろしくお願いいたします。

労災指定医療機関の皆様へ

本年10月1日以降、労災診療費審査業務は福岡労働局へ集約化（移行）されます。
同日以降の労災診療費の請求書等の提出、これに関する照会及び相談は下記のとおりとなります。

記

1 労災診療費請求書の提出先等（医師会等経由で提出される場合は変更ありません。）

（1）名 称 福岡労働局 労働基準部 労災補償課 分室

（2）所在地 〒812-0013 福岡県福岡市博多区博多駅東2丁目6-26
安川産業ビル

（3）電 話 確定次第ご案内します。

（4）FAX 確定次第ご案内します。

※ 1 アフターケア委託費請求書と労働者災害補償保険二次健康診断等費用
請求書の提出先は、従来と同じく、福岡労働局 労働基準部 労災補償課
（〒812-0013 福岡県福岡市博多区博多駅東2丁目11-1福岡
合同庁舎新館4階）です。

※ 2 労災保険情報センター（以下「RIC」という。）契約の指定医療機関、
RIC非契約の指定医療機関ともに提出先が同じになります。

2 労災診療費請求書の提出期日（医師会等へ提出される場合は、若干異なります。）

月末締めにて翌月の10日（土、日、祝日の場合は翌開庁日となります。）午前中
必着です。提出期限を厳守下さるようお願いいたします。

福岡労働局 労働基準部
労災補償課 医療係
電話：092-411-4799